

公立大学法人下関市立大学長期継続契約に関する規程

平成 22 年 12 月 16 日

規 程 第 27 号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人下関市立大学（以下「法人」という。）が行う契約のうち、締結する年度の翌年度以降にわたる契約（以下「長期継続契約」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 法人は、次の各号に該当する契約を締結する場合には、長期継続契約を締結することができる。

- (1) 電気、ガス若しくは水の供給又は電気通信役務の提供を受ける契約
- (2) 不動産を借りる契約
- (3) 電子計算機（附帯する機器及びソフトウェアを含む。）を借り入れる契約
- (4) 複写機、印刷機、ファクシミリ機その他の事務機器を借り入れる契約
- (5) 教育用機器を借り入れる契約
- (6) 自動車を借り入れる契約
- (7) プレハブ式建物を借り入れる契約
- (8) 法人が管理する建物の清掃、警備その他の施設の維持管理に関する委託契約
- (9) 設備及び機器の運転監視及び保守管理に関する委託契約
- (10) 第3号から第5号までの契約に係る保守管理に関する委託契約
- (11) 前各号に定めるもののほか、理事長が特に必要と認める契約

(契約期間)

第3条 前条第3号から第11号までに規定する契約期間は、5年を超えないものとする。ただし、理事長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この規程は、平成22年12月16日から施行する。